商品説明書

(平成25年3月18日現在)

| | (平成25年3月18日現在) |
|---|---|
| 1. 商品名 | ・通知預金 |
| 2. 期 間 | ・この預金には、払戻に関する期間の定めがあります。 ・据置期間(お預入れ日を含み7日間)は、原則として、払戻しできません。 ・据置期間経過後は、随時、払戻しできます。 |
| 3. ご利用可能な方 | ・個人および法人のお客さま |
| 4. お預入れ方法 (1)お預入れ方法 (2)お預入れ金額 | ・当行の国内本支店窓口で、お預け入れいただけます。 ・お預入れ明細1件につき5万円以上、1円単位 |
| 5. 払戻方法 | ・口座開設店の窓口に限り、据置期間経過後に元金と利息を払戻します。 ・お預入れ明細1件ごとに払戻します。(お預入れ明細1件の一部金額の 払戻しは、できません。) ・払戻日の2日前までに、払戻しする日を当行に通知する必要があります。 |
| 6. 利 息 (1)適用金利 (2)利息支払 (3)計算方法 (4)課 税 | ・据置期間も含め、市場金利の動向に応じて毎日決定し店頭に表示する金利を、適用します。(変動金利) ・店頭表示以外の利率で約定した場合は、その利率を適用します。 ・元金の払戻し時に利息を支払います。 ・お預入れ明細1件について付利単位を1万円とし、1年を365日とする日数計算をもとに利息計算します。 ・個人のお客さまは分離課税(国税15.315%および地方税5%、合計20.315%(※))、法人のお客さまは総合課税(非課税法人の場合は非課税)となります。 (※)復興特別所得税が付加されております。 ・法令に定められた条件を満たす個人のお客さまの場合は、申告等の所定の手続きを行うことによりマル優(非課税)の取扱を受けることができます。なお、平成17年12月31日をもって「65歳以上を対象」とするマル優制度は廃止となっております。 |
| 7. 手 数 料 | |
| 8. 付加できる特約事項 | |
| 9. 預金保険の適用 | ・預金保険の対象です。預金保険については窓口までお問い合わせください。 |
| 10. 元本欠損リスク と要因 | |
| 11. 権利行使上の制限・ 中途解約の制限 | ・やむをえず据置期間内に払戻す場合は、払戻日の普通預金利率を適用します。・据置期間の直後に銀行休業日が連続する場合は、その最終日の翌営業日から払戻しできるようになります。 |
| 12. 想定されるリスク | |
| 13. 当行の契約する 指定紛争解決機関 | ・当行は、お客さまとの間に生じた苦情・紛争の取扱に関しまして、銀行法 上の「指定紛争解決機関」である一般社団法人全国銀行協会と契約を締結 しております。 《ご連絡先》 全国銀行協会相談室 0570-017109 または 03-5252-3772 |
| 14. その他の説明事項 | |
| | |